相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区和泉四丁目三〇番、最後の住所東京都杉並区永福二丁目三六番一六号
被相続人　亡　木下　茂美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区小台一丁目六九一〇番地、最後の住所東京都足立区小台一丁目一一番四号
被相続人　亡　水柿　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区根岸町三丁目一五一番地、最後の住所横浜市旭区笹野台一丁目四四番五号
被相続人　亡　小島　洋美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
横浜市中区太田町四丁目五五番地横浜馬車道ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区狩場町四五四番地六〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　廣﨑　雅恒

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル六階
相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市小国町相野原七一番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　谷　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
新潟県長岡市三和二丁目一〇番四号
相続財産管理人　片岡　富雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市成田東が丘八三一番地、最後の住所富山県高岡市熊野町四番三一号
被相続人　亡　小島　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
富山県射水市三ケ一五二五サンビスヤマトクビル四〇二
相続財産管理人　弁護士　越後　雅俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市遠塚イ九八番地二、最後の住所石川県かほく市大崎潮見台七三番地
被相続人　亡　天池　隆治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
石川県金沢市広岡一丁目一〇番六号コーポサンライズ一F
相続財産管理人　向　貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区上社三丁目七〇三番地、最後の住所名古屋市千種区内山三丁目七番一二号
被相続人　亡　大岡　勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
名古屋市東区東片端町二四番地ハセガワビル五階
相続財産管理人　大山　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所大阪府和泉市伯太町三丁目一三番六八号
被相続人　亡　松平　真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
大阪府岸和田市上野町東二二番一四号
相続財産管理人　羽田　康毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　岩本　忠吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
高知市越前町二―五―二六横田ビル
相続財産管理人　弁護士　南　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　曽和　英保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
高知市越前町二―五―二六横田ビル
相続財産管理人　弁護士　南　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　竹山儀太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
高知市越前町二―五―二六横田ビル
相続財産管理人　南　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　片山駒太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
高知市越前町二―五―二六横田ビル
相続財産管理人　弁護士　南　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　片山　岩次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
高知市越前町二―五―二六横田ビル
相続財産管理人　弁護士　南　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野村　孫次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
高知市越前町二―五―二六横田ビル
相続財産管理人　弁護士　南　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野村　兼松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日
高知市越前町二―五―二六横田ビル
相続財産管理人　弁護士　南　拓人